

○沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会規程

(平成 19 年 4 月 25 日)

[沿革] 平成 20 年 4 月 1 日 改正

平成 21 年 6 月 17 日 改正

(設置)

第 1 条 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条及び沖縄県立看護大学大学院研究科委員会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学全学自己点検・評価検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(調査審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 自己点検・評価の基本方針の策定に関する事
- (2) 自己点検・評価の実施に関する事
- (3) 自己点検・評価結果の公表に関する事
- (4) その他自己点検・評価に関する事

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 研究科長
- (3) 看護学部長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 事務局長
- (7) 学長が指名する本学教員 2 名程度
- (8) 研究科長が指名する研究科教員 1 名
- (9) 学部学識経験者 1 名

(任期)

第 4 条 前条第 7 号から第 9 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長がこれに充たる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規定は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、平成21年6月17日から施行する。